

平成31年度決算における地方消費税収(引上げ分)の用途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。

また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としまして、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、平成31年度決算における引上げ分に係る地方消費税収の用途については以下のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分) 78,755 千円

【歳出】

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費 1,477,383 千円

(単位:千円)

充当事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	480,596	261,841	0	0	25,619	193,136
	老人福祉事業	213,530	22,282	0	1,988	11,383	177,877
	児童福祉事業	753,864	509,939	0	27,263	40,186	176,476
	小計	1,447,990	794,062	0	29,251	77,188	547,489
保健衛生	予防事業	29,393	760	0	0	1,567	27,066
	小計	29,393	760	0	0	1,567	27,066
合計		1,477,383	794,822	0	29,251	78,755	574,555

令和2年9月25日

錦町長 森本 完一